

記入例

第1号様式(第2条関係)

旅館業許可申請書

令和6年〇月〇日

新潟県知事様

法人の場合の記入例：

例) 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

申請者	住所	〇〇市〇〇1-2-3	電話	(025) 〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名 <small>(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</small>	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇年〇月〇日

押印不要

生年月日は申請者が個人の場合のみ記入(法人の場合は不要)

下記のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

旅館業の施設	名称	農家民宿〇〇		
	所在地	〇〇市〇〇1-2-3	電話	(025) 〇〇〇-〇〇〇〇
営業の種別		1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業		

旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	第4号施設		旅館業法施行規則第5条第1項： 1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において <u>特定の季節に限り</u> 営業する施設 2 <u>交通が著しく不便な地域</u> にある施設であって、利用度の低いもの 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する <u>農林漁業体験民宿業に係る施設</u> (いわゆる農家民宿)
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合	営業期間	第1号施設(季節的営業)の場合は通算6か月以内で2シーズン以内の営業期間を記入	
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合	客室延べ有効面積	26.4m ²	
	提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条第1号イ、ニ該当 内容 〔農作業の体験の指導、農用地の案内〕	
農家民宿の場合に記入	あつせん先	氏名	
		住所	電話 () -
		提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条 第号該当 内容 〔 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条： 1 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務 イ 農作業の体験の指導 ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 農用地その他の農業資源の案内 ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん 2 山村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務(省略) 3 漁村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務(省略)

注 1 「あつせん先」欄は、農山漁村滞在型余暇第2号へ又は第3号へに該当する場合に記入
2 「あつせん先」欄の「氏名」欄は、あつせ

構造		敷地面積				建物面積			延べ面積		
木造		〇〇〇m ²				〇〇〇m ²			〇〇〇m ²		
客室	寝台を置く客室	客室床面積 (収容定員)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	計	玄関 帳場	1室		
		階	室	室	室	室	室	室	〇〇m ²		
		階							食堂	1室	
		階								〇〇m ²	
		計	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	飲料水 設備	水道・その他 ()	
	客室床面積 (収容定員)	13.2m ² (4人)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	m ² (人)	計	受水槽		有・無 (m ³)	
	2階	2室	室	室	室	室	2室		寝具数	8組	
	階										
	階							施設の 総定員		8人	
	計	2室 (8人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	2室 (8人)				
共用浴室	1階 〇m ²	浴槽の 容積	〇m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無	
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(1個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無
		階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無
				m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置
	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無	
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無
	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無	
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無
	貯湯槽		循環ろ過装置		集毛器		消毒装置		温泉の利用		
	有(基)・無		有(基)・無		有(個)・無		有(基)・無		有・無		
便所	下水道・浄化槽・くみ取り					洗面所					
	共用	区分	1階 2箇所		階 箇所	階 箇所	階 箇所	個室専用		共用	
			大	1個	個	個	個	階 箇所	階 箇所	1階 2箇所	階 箇所
		小	1個	個	個	個	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	
	女子	1個	個	個	個	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	
	個室専用	階 箇所		階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所
		個		個	個	個	個	個	個	個	個

旅館業の施設の構造設備

玄関帳場を設けない場合は、旅館業法施行規則第4条の3に規定する基準に適合する設備を設けること又は新潟県旅館業法施行条例第7条第1号ア及びイに規定する基準に該当することの説明		説 明
玄関帳場の機能を代替する設備、措置等の基準		
旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	
<p>宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること</p>	<p>玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること</p>	<p>玄関帳場を設けない場合、次の3点を参考に記入</p> <p>(1) 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICT（情報通信技術）を活用した方法等により行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること ② 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること <p>(2) 鍵の受渡しを適切に行うこと</p> <p>(3) ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りする者の状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること</p>
<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること</p>	<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること</p>	<p>玄関帳場を設けない場合、次の3点を参考に記入</p> <p>(1) 営業施設と管理事務所等との間に通信機器が設置されていること</p> <p>(2) 宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること</p> <p>(3) 周辺住民から見えるように営業施設の外部等見やすい場所に連絡先を掲示することが望ましい</p>

旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

無

旅館業法第3条第2項

- 1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- 4 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

添付書類

- 1 旅館業の施設の各階ごとの平面図
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 3 飲料水として水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し

別紙参照

そのほかに提出いただきたい書類

① **建築基準法**の検査済証の写し

- ・ 旅館以外の建物を旅館に変更した場合…建築基準法の確認済証の写し
- ・ 建築確認の対象外の建物である場合…申立書

② **消防法令**の適合通知書

③ 法人の場合、**役員全員**の氏名（フリガナ）・生年月日・性別・住所

④ 農家民宿の場合「**農林漁業体験民宿開業に係る申立書**」

→農家民宿開業の手引p15

